

加古川市ファミリーサポートセンター事業における  
自家用車を使用した援助活動に関する規程

加古川市ファミリーサポートセンター事業において、次の全ての条件を満たした場合には、提供会員の所有する（カーリース含む）自動車（以下「自家用車」という。）を使用した援助活動を認めることとする。

1 提供会員が満たす条件

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転を心掛ける。
- (2) 自家用車を使用した援助活動中の事故等で生じた損害賠償に関して市は責任を負わず、提供会員が加入している自動車損害賠償責任保険若しくは自動車任意保険（以下「自動車保険」という。）の補償内又は依頼会員と提供会員で協議のうえ定めた補償（以下「協議補償」という。）内で対応する。
- (3) 承諾書の内容を確認し、署名のうえ加古川市に提出する。

2 依頼会員が満たす条件

- (1) 提供会員の自家用車を使用した援助活動中の事故等で生じた損害賠償に関して市は責任を負わず、依頼会員は、提供会員が加入する自動車保険の補償内又は協議補償内で対応することに同意する。
- (2) 同意書の内容を確認し、署名のうえ加古川市に提出する。

附 則

この規程は、令和3年6月9日から施行する。